

明治二十五年三月三十日

官報 号外 昭和三十一年三月十五日

昭和三十一年三月十五日(木曜日)

基き、国会の承認を求めるの件

○議長（益谷秀次君） これより会議を開きます。

一 地方自治法の一部を改正する 法律案(内閣提出)の趣旨説明

第一 急傾斜地帯農業振興臨時措置法の一部を改正する法律案（内閣提出）
（綱島正興君外四十名提出）

本日の会議に付した案件

地方自治法の一編を改正 まへる事等」などが題名

地方自治法の一部を改正する法律
案(内閣提出)及び地方自治法の
一部(改正)法律の施行二年

案(内閣提出)及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理に関する法律

（関係法律の整理に関する法律案）内閣提出の總旨説明及び二

第六回 挑戦の趣旨説明

日程第一 義務教育費國庫負担法

の一部を改正する法律案（内閣）

提出

日程第二
急傾斜地帶農業振興臨

時措置法の一部を改正する法律

案(綱島正興君外四十名提出)

日程第三 日本原子力研究所法案

卷之三

新規職員法等の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

昭和三十一年三月十五日 衆議院会議録第二十二号

地方自治法の一部を改正する法律案外一案についての太田國務大臣の趣旨説明

する法律案及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理に関する法律案につきまして、その提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

地方制度の改革につきましては、昭和二十八年十月、地方制度調査会から、とりあえず当面るべき措置に限しまして答申がなされたのでござります。その答申の大部分は今までに実現されたのでございますが、地方自治法に関する部分はいまだ実現を見ておりません。昨年十二月の同調査会の答申におきましても、すみやかにその実現を期すべきものとされておるのでござります。この答申を中心としたしまして、地方行政、財政の現状にかんが

第二点は、通じまして、市町村を包んで、公共団体として、同様に位する広域化まして、同様に異なるもので、相協力すべく権能と責任とで、都道府県の村の処理すべくにし、相互にたいのでござり

欠くらみが、しかしながら、市町村を包んで、公共団体として、同様に位する広域化まして、同様に異なるもので、相協力すべく権能と責任とで、都道府県の村の処理すべくにし、相互にたいのでござり

年三月十五日

の限度を法定し、法定額以上に局部を設けようとするときは、あらかじめ内閣総理大臣と協議するものとして、その簡素化をはかりたいと考えておるのでございます。その二は、各種の委員会または委員の事務局またはその管理に属する機関を通じまして、組織、予算の執行、財産の管理等の内部管理に属する事務につきまして、総合的な運営を確保することができるよういたしましたために、長に最小限度の調整的機能を与えるようにならしたいと考えておるのでございます。その三は、地方公共団体の行政運営の公正を確保いたしましたために、監査委員制度について、監査の機能を充実するに必要

まず、地方公共団体の議会について申し上げますと、その一は、現在、定期例会の回数は、都道府県及び市町村を通じて、一律に年四回とされておりますが、これを毎年四回以内において条例で定める回数と改めまして、それぞれの地方公共団体の実情に即して定期例会を開くことができるようになります。その二は、常任委員会は、条例で、人口段階に応じ十二ないし四以内において置くことができるものとのいたし、なお、その種類はすべて条例で自ら定めるようにいたしましたのでございます。その三は、議員の当該地方公共団体に対する譲負につきましては、長と同様の規制を加えることといたしたのでござります。すなわち、議員は、当該地方公共団体またはその機関に対し、譲負をするかまたは主としてこれらに対し譲負をする法人の役員となることができないものといたしたのでござります。

次に、地方公共団体の執行機関について申し上げます。その一は、都道府県の局部の現状は複雑に過ぎると認め

昭和三十一年三月十五日 衆議院会

市に関する行政監督について特例を設けたいと考えております。右に伴い、特別市に関する規定は削除いたしたいと考えております。

本案は、申すまでもなく、昭和二十九年、吉田内閣当時において準備され、昨年の第三十二回特別国会においては、全国人民の反対と全地方団体の反対によりまして、ついに今日を見るに至る。

小選挙区制の実施や憲法の改正を通じて、再軍備のコースとかたくなりつつあります。（拍手）

民主主義と住民の福祉と文化の発展のために立ち上った地方自治体の前進を抑える前に、まず、一千五百億円の軍事費、五百億円の警察費、二百億円の裁判所や刑務所の経費、三百億円の税

を整備しようとするものでございま
す。その一は、法令の違反または義務
の懈怠等の真にやむを得ない場合に、
地方公共団体の反省を求める意味合ひ

にござましてもは討厭前置の建前とすることとし、また、給与その他の給付及び財務運営の合理化のため規定を整備するなど、地方行政の運営を合理化するに必要と認められる若干の改正をいたしたいと存じます。

となく、さらに今回の提案となつたのを三度といふ。いわく因縁つきの法案でござります。(拍手)従つて、戰後、地方自治の行き過ぎを是正し簡素合理化をはかるといふ美名のもとに、地方分権の性格を変更し、その組織と運営に不當なる干渉を加え、中央の監督を強化するに至つたのである。

もせざずに再び地方自治法の一部改正を提案し、その理由といたしまして、民衆的で、しかも合理的かつ能率的な自治の運営を確立して、行政経費の節減と行政効果の充実をはかり云々と、まさに歯の浮くような美辞麗句を連ねておられるのでありますけれども、その実は、今日の地方自治体の財政が膨大化し、複雑化しまして、国情に合わないから、これを簡素合理化して、安上り金額収費等に大切なをふるうべきではありませんか。（拍手）これらの認識について、鳩山首相の明快なる答弁を求めたいのでござります。

次に、第二条の改正におきまして、現行法上は、都道府県と市町村は、普通地方公共団体として、その地位と権能は同格であります。しかしながら、今回都道府県を市町村の上位團体化しようとするものであつて、地方自

理大臣の意見を求めることができるも

伴いまして、関係法律中の規定を整理する必要がございまするので、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法規の整理に関する法律案によりまして、一括整理いたしたいと考えております。

終戦後ここに十カ年間の地方自治制度の歴史を顧みるとき、昭和二十二年から二十六年までの、すなわち前期内六カ年間は、新憲法に定める地方自治制度の基本原則に基づきまして、地方頭本の付しもどりとする反動的二つの政策の一環であることは、明々白々たる事実でござります。

給等の支給の基礎となる在職期間の通算の措置を講ずることとし、なお、都道府県の公務員と市町村の公務員との間において、恩

以上がこの二法案の提案の趣旨及び
内容の概要でござります。何とぞ、慎
重御審議の上、すみやかに御可決あら
んことをお願ひいたすのでございま
す。(拍手)

六カ年間は、新憲法に定める地方自治の基本原則に基きまして、地方団体の自主性と分権化のための改革の時期でありまして、地方自治体は、長い間の中央支配から解放せられまして、生きとした創意と活動力をもつて、住みよい、明るい郷土を作るために、わが国の歴史上未曾有の発展を示した

いがたがしと見るのことをレポート
第四は、大都市及びその機関に対し
て事務分配の特例を設けたいと考えて
おります。大都市制度につきまして
は、今まで尋ねてきました。

地方自治法の一部を改正する法律
案(内閣提出)及び地方自治法の
一部を改正する法律の施行に伴
う関係法律の整理に関する法律
案(内閣提出)の趣旨説明に対する質疑

住みよい、明るい郷土を作るために、
わが国の歴史上未曾有の発展を示した
のであります。しかるに、昭和二十七年
以降、名目上では占領軍の指導から
離れた保守派の政策は、国情に合わない
い行き過ぎを是正すると称しまして、
全面的な民主主義の後退と、古い勢力
の失地回復に筋骨に努力し始めたので
あります。(拍手)たとえば、教育や警

人口五十万以上の指定都市におきまし
配分を行なうことによつて、府県との間
の調整をはかることが最も緊切な解決
と考えられますので、政令で指定する

○五島虎雄君 私は、日本社会党を代表いたしまして、ただいま議題となりました地方自治法の一部を改正する法の説明に対し、質疑の通告があります。これを許します。五島虎雄君。

つまましては、都道府県またはその機関の権限に属する事務は、政令の定めるところにより、市またはその機関において処理するものとし、なお指定都

総理大臣、太田、河野の両長官に対しまして、若干の質問をいたしたいと存じます。(拍手)

国費を投入して、国民を重税で苦しめるのですか。真に政治の合理化と能率化をはかり、国民の負担を軽減しようといふのならば、戦後新しく芽ばえた

て市町村を調査したり、監査委員の指揮監督ができるといふように改正したことは、地方団体に対する一般的の事務の執行に対する干渉であります。

を作成し、事業年度開始前に内閣総理大臣の認可を受けなければならぬ。これを変更しようとするときも、同様とする。

(決算)

第二十七条 研究所は、毎事業年度の決算を翌年度の七月三十一日までに完結しなければならない。

(財務諸表)

第二十八条 研究所は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書(以下この条及び次条において「財務諸表」という)を作成し、決算完了後二ヶ月以内に内閣総理大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2、研究所は、前項の規定により財務諸表を内閣総理大臣に提出するときは、これに予算の区分に従い作成した当該事業年度の決算報告書を添附し、並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見をつけなければならない。

(書類の送付)

第二十九条 研究所は、第二十六条又は前条第一項の規定による認可又は承認を受けたときは、当該認可又は承認に係る予算、事業計画及び資金計画に関する書類又は財務諸表を、研究所に提出した者(以下次条において「出資者」という。)のうち政府以外のものに送付しなければならない。

(利益及び損失の処理)

第三十条 研究所は、毎事業年度、経営上利益を生じたときは、その残余の額に政令で定める率を乗じた額以上の額を積み立てなければならない。

2 研究所は、前項の規定による積立を行つた後、なお残余があるとときは、内閣総理大臣の認可を受けて、その残余の額を出資者の出資に對し分配することができる。

3

研究所は、前項の規定による分配をすることができる額(以下この条において「分配可能額」という)が政府以外の出資者の出資額の合計額に対し千分の五十の割合に達するまでは、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律(昭和二十一年法律第二十四号)第一条の規定にかかわらず、分配可能額を政府以外の出資者の出資に對しそれぞれその出資額に応じて分配するものとし、政府の出資に對しては分配することを要しない。

4 研究所は、分配可能額が政府以外の出資者の出資額の合計額に對しては分配することを要しない。

5 研究所は、分配可能額が政府以外の出資者の出資額のうち千分の五十の割合をこえ資本金の千分の五千に相当する額を前項の例により分配し、残余の額を当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができないときは、その償還することができない金額に限り、内閣総理大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

6 研究所は、分配可能額が資本金の額に対し千分の七十五の割合を超過するまでは、分配可能額のうち千分の五千の五十に相当する額を前項の例により分配し、残余の額を当該事業年度内に償還しなければならない。

7 研究所は、毎事業年度、経営上損失を生じたときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。

業年度、経営上利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。

7

研究所は、毎事業年度、経営上損失を生じたときは、第一項又は前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

(借入金)

第三十一条 研究所は、内閣総理大臣の認可を受けて、短期借入金をすることができる。

2 前項の規定による短期借入金には、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができないときは、その償還することができない金額に限り、内閣総理大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

3 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。

(補助金)

第三十二条 政府は、予算の範囲内において、研究所に對し、その業務に對する経費の一部を補助することができる。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第六章 雜則

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

二 第二十二条第一項の規定による政令に違反して登記することを怠つたとき。

又は承認を受けなかつたとき。

又は承認を受けなければならぬ場合においては、その違反行為をした研究所の役員又は職員を三万円以下の罰料に処する。

四 第三十三条の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。

五 第三十六条第二項の規定によつて内閣総理大臣の命令に違反したとき。

六 研究所は、前五項の規定にかかる重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、内閣総理大臣の認可を受けなければならぬ。

第三十四条 研究所は、総理府令で定める重要な財産を譲渡し、又は協議しなければならない。

一 第四条第三項、第六条第二項、第三十六条、第三十条第二項の属する事業年度までは、毎事

(総理府令への委任)

第三十五条 この法律及びこれに基づく命令に規定するもののほか、研究所の財務及び会計に關し必要な事項は、総理府令で定める。

第五章 監督

第三十六条 研究所は、内閣総理大臣が監督する。

第三十七条 内閣総理大臣は、必要があると認めるときは、研究所に對して業務の状況に關し報告をさせ、又はその職員をして研究所の事務所その他の事業所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。

(報告及び検査)

第三十七条 内閣総理大臣は、必要があると認めるときは、研究所に對して業務の状況に關し報告をさせ、又はその職員をして研究所の事務所その他の事業所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。

第三十八条 研究所の解散について

二 第二十二条第一項の規定による政令に違反して登記することを怠つたとき。

又は承認を受けなかつたとき。

又は承認を受けなければならぬ場合においては、その違反行為をした研究所の役員又は職員を三万円以下の罰料に処する。

四 第三十三条の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。

五 第三十六条第二項の規定によつて内閣総理大臣の命令に違反したとき。

六 研究所は、前五項の規定にかかる重要な財産を譲渡し、又は協議しなければならない。

一 第四条第三項、第六条第二項、第三十六条、第三十条第二項の属する事業年度までは、毎事

(研究所の設立)

第二条 内閣総理大臣は、第十二条

第一項又は第三項の例により、研究所の理事長又は監事となるべき者を指名する。

2 前項の規定により指名された理事長又は監事となるべき者は、研究所の成立の時において、この法律の規定により、それぞれ理事長又は監事に任命されたものとする。

3 内閣総理大臣は、設立委員会を命じて、研究所の設立に関する事務を処理させる。

4 設立委員会は、定款を作成して、内閣総理大臣の認可を受けなければならぬ。この場合において、内閣総理大臣が認可をしようとするときは、あらかじめ大蔵大臣と協議しなければならない。

5 設立委員会は、前項の認可を受けたときは、政府以外の者に対し研究所に対する出資を募集しなければならない。

6 設立委員会は、前項の募集が終つたときは、内閣総理大臣に対し設立の認可を申請しなければならない。

7 設立委員会は、前項の認可を受けたときは、政府及び出資の募集に応じた政府以外の者に対し、出資金の払込又は出資の目的たる財産の給付を求めるべし。

8 設立委員会は、出資金の払込又は出資の目的たる財産の給付があつた日において、その事務を第一項の規定により指名された理事長となるべき者に引き継がなければならぬ。

9 第一項の規定により指名された理事長となるべき者は、前項の事務の引継を受けた日において、政

(財團法人原子力研究所からの引継)

令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

研究所は、前項の規定による設立の登記をすることによつて成立する。

(財團法人原子力研究所からの引継)

(登記税法の改正)

第三条 昭和三十年十一月三十日に設立された財團法人原子力研究所(以下この条において「財團法人原子力研究所」という。)は、研究所の成立の時において解散し、その権利及び義務は、その時ににおいて研究所が承継する。この場合においては、他の法令中法人の解散及び清算に関する規定は、適用しない。

2 前条第九項の規定により研究所の設立の登記がなされたときは、登記官吏は、職權で、財團法人原子力研究所の解散の登記をし、その登記用紙を閉鎖しなければならない。

3 研究所の成立の際現に財團法人原子力研究所に勤務する者は、研究所の成立の時に研究所の職員となるものとする。(経過規定)

第六条 研究所の最初の事業年度の予算、事業計画及び資金計画については、第二十六条中「事業年度開始前に」とあるのは、「研究所の成立後遅滞なく」と読み替えるものとする。

第七条 登記税法(明治二十九年法律第二十七号)の一部を次のよう

に改正する。

(登記税法の改正)

第十九条第七号中「石炭鉱業整備事業団」の下に、「日本原子力研究所」を、「石炭鉱業合理化臨時措置法」の下に、「日本原子力研究所」を加える。

(地方税法の改正)

第八条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十三条の四第一項第一号中「及び鉱害復旧事業団」を、「鉱害復旧事業団及び日本原子力研究所」に改める。

第三百四十九条の三に次の二項を加える。

9 日本国原子力研究所が設置する原子力の開発及び利用に関する研究設備並びに放射性廃棄物処理設備並びにこれらの設備を収容する家屋に対し課する固定資産税の課税標準は、前二条の規定にかかわらず、当該固定資産に対し新たに固定資産税が課されることとなつた年度から

2 第八条の規定は、前項に規定する期間内は、同項に規定する者には適用しない。

3 第八条の規定は、前項に規定する期間内は、同項に規定する者には適用しない。

4 第八条の規定は、前項に規定する期間内は、同項に規定する者には適用しない。

5 第八条の規定は、前項に規定する期間内は、同項に規定する者には適用しない。

6 第八条の規定は、前項に規定する期間内は、同項に規定する者には適用しない。

7 第八条の規定は、前項に規定する期間内は、同項に規定する者には適用しない。

8 第八条の規定は、前項に規定する期間内は、同項に規定する者には適用しない。

9 第八条の規定は、前項に規定する期間内は、同項に規定する者には適用しない。

10 重水の製造設備に対する課す

る固定資産税の課税標準は、前

条の規定にかかわらず、当該設

備に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から

10 重水の製造設備に対する課す

る固定資産税の課税標準は、前

とするとあります。

日本原子力研究所は、原子力の開発が進めて広範囲にわたる技術の総合

の上に成り立ち得るものであること、高度の技術水準が要求されていること、並びに、広く各界にわたる研究技

術者の交流をはかる必要等から、民間の協力が不可欠の要請であること

等の諸要件を満たし、わが国における原子力開発のセンターとなるべき研究

開発実施機関としての実質を整えるため、民間の出資をも認め、しかも内

閣総理大臣の強い監督に服する特殊法

人とのことですといたしております。研

究所の資本金は政府及び民間からの出

資金の合計額とし、政府は一般会計から研究所設立の際ににおいて二億五千万円を出資することになつております。

研究所の役員は理事長、副理事長、理事及び監事とし、それぞれ原子力委員会の同意または意見を開いて内閣総理大臣が任命することといたしております。

また、研究所の財務及び会計は、内閣総理大臣の認可または承認を要することとなつております。なお、現在の財團法人原子力研究所は、この研究所の成立のときにおいて解散し、その権利義務はこの研究所が承継することともに、職員もそのまま引き継ぐこととなつております。

本案は、三月五日本委員会に付託さ

れ、翌六日正力國務大臣より提案理由の説明を聴取いたしました後、数回にわたり熱心、活発なる質疑を行いましたが、その詳細は速記録に譲ることいたします。

本案は、さきの国会において成立いたしました原子力基本法に基き、原子力の開発に関する研究等を総合的かつ

効率的に行い、原子力の研究、開発及

報告書は会議録追録に掲載

○前田正男君(登壇)

田正男君(登壇)

第八条第八号中「原子力研究所」を「日本原子力研究所」に改める。

11 重水の製造設備に対する課す

び利用の促進に寄与させることを目的

として、日本原子力研究所を設立せんとするものであります。

日本原子力研究所は、原子力の開発が進めて広範囲にわたる技術の総合

の上に成り立ち得るものであること、高度の技術水準が要求されていること、並びに、広く各界にわたる研究技

術者の交流をはかる必要等から、民間の協力が不可欠の要請であること

等の諸要件を満たし、わが国における原子力開発のセンターとなるべき研究

開発実施機関としての実質を整えるため、民間の出資をも認め、しかも内

閣総理大臣の強い監督に服する特殊法

人とのことですといたしております。研

究所の資本金は政府及び民間からの出

資金の合計額とし、政府は一般会計から研究所設立の際ににおいて二億五千万円を出資することになつております。

研究所の役員は理事長、副理事長、理事及び監事とし、それぞれ原子力委員会の同意または意見を開いて内閣総理大臣が任命することといたしております。

また、研究所の財務及び会計は、内閣総理大臣の認可または承認を要することとなつております。なお、現在の財團法人原子力研究所は、この研究所の成立のときにおいて解散し、その権利義務はこの研究所が承継することともに、職員もそのまま引き継ぐこととなつております。

本案は、三月五日本委員会に付託さ

れ、翌六日正力國務大臣より提案理由の説明を聴取いたしました後、数回にわたり熱心、活発なる質疑を行いましたが、その詳細は速記録に譲ることいたします。

本案は、さきの国会において成立いたしました原子力基本法に基き、原子力の開発に関する研究等を総合的かつ

効率的に行い、原子力の研究、開発及

報告書は会議録追録に掲載

○前田正男君(登壇)

田正男君(登壇)

第八条第八号中「原子力研究所」を「日本原子力研究所」に改める。

なお、附帯決議として、自由民主党小笠公韶君より、御異議なしと認めた。

政府は、日本原子力研究所の運営に当つては、特に左記の点につき、遺憾なきを期すべきである。

一、原子力基本法の本義に従事し、原子力委員会の意向を尊重して、その民主的運営に万全を期すること。

二、研究所に対する政府の出資は、民間出資との均衡にこだわることなく、その運営に支障なからしめ、所期の目的を貫徹せしめるところ。

君より賛成討論がなされた後、これまた全会一致をもつて可決いたしました。

との提案がなされ、日本社会党岡良一君より賛成討論がなされた後、これまた全会一致をもつて可決いたしました。

以上、御報者申し上げます。(拍手)

○議長(益谷秀次君) 採決いたしました。本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(益谷秀次君) 起立多數。よつて、本案は委員長報告の通り可決いたしました。(拍手)

船舶職員法等の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

道路運送車両法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

○長谷川四郎君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわち、この際、内閣提出、船舶職員法等の一部を改正する法律案、道路運送車両法の一部を改正する法律案、右両案を一括議題となし、委員長の報告を求め、その審議を進められることを望みます。

○議長(益谷秀次君) 長谷川君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(益谷秀次君) 御異議なしと認めます。よつて、日程は追加せられました。

船舶職員法等の一部を改正する法律案、道路運送車両法の一部を改正する法律案、右両案を一括して議題といたします。委員長の報告を求めます。運輸委員会理事白井莊一君。

右の内閣提出案は本院において可決した。よつて国会法第八十六条によりここに送付する。

昭和三十一年三月十四日
参議院議長 河井 蘭八

右の内閣提出案は本院において可決した。よつて国会法第八十三条によりここに送付する。

昭和三十一年三月十四日
参議院議長 益谷秀次殿

右の内閣提出案は本院において可決した。よつて国会法第八十三条によりここに送付する。

第一條 船舶職員法(昭和二十六年法律第百四十九号)の一部を次のように改正する。

附則第二項、第九項、第十項及び第十一項中「昭和三十一年三月二十二日」を「昭和三十二年十月十四日」に改める。

(海上運送法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付))

道路運送車両法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

○長谷川四郎君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわち、この際、内閣提出、船舶職員法等の一部を改正する法律案、道路運送車両法の一部を改正する法律案、右両案を一括議題となし、委員長の報告を求め、その審議を進められることを望みます。

○議長(益谷秀次君) 長谷川君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

用に供する船舶についての船舶職員法の臨時特例に関する法律(昭和二十九年法律第十号)の一部を改定する。

附則第二項中「公布の日から起算して二年を経過した日に」を「昭和三十一年十月十四日限り」に改めること。

右の内閣提出案は本院において可決した。よつて国会法第八十三条によりここに送付する。

昭和三十一年三月十四日
参議院議長 河井 蘭八

右の内閣提出案は本院において可決した。よつて国会法第八十三条によりここに送付する。

昭和三十一年三月十四日
参議院議長 益谷秀次殿

右の内閣提出案は本院において可決した。よつて国会法第八十三条によりここに送付する。

第一項中「昭和三十一年三月二十二日」を「昭和三十二年十月十四日」に改める。

(海上運送法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付))

道路運送車両法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

○長谷川四郎君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわち、この際、内閣提出、船舶職員法等の一部を改正する法律案、道路運送車両法の一部を改正する法律案、右両案を一括議題となし、委員長の報告を求め、その審議を進められることを望みます。

○議長(益谷秀次君) 長谷川君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

第一項を「第九十七条の三第一項」に改める。

右の内閣提出案は本院において可決した。よつて国会法第八十三条によりここに送付する。

昭和三十一年三月十四日
参議院議長 河井 蘭八

第一項を「第九十七条の三第一項」に改める。

右の内閣提出案は本院において可決した。よつて国会法第八十三条によりここに送付する。

昭和三十一年三月十四日
参議院議長 河井 蘭八

右の内閣提出案は本院において可決した。よつて国会法第八十三条によりここに送付する。

昭和三十一年三月十四日
参議院議長 益谷秀次殿

右の内閣提出案は本院において可決した。よつて国会法第八十三条によりここに送付する。

第一項中「昭和三十一年三月二十二日」を「昭和三十二年十月十四日」に改める。

(海上運送法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付))

道路運送車両法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

○長谷川四郎君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわち、この際、内閣提出、船舶職員法等の一部を改正する法律案、道路運送車両法の一部を改正する法律案、右両案を一括議題となし、委員長の報告を求め、その審議を進められることを望みます。

○議長(益谷秀次君) 長谷川君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

第一項を「第九十七条の三第一項」に改める。

右の内閣提出案は本院において可決した。よつて国会法第八十三条によりここに送付する。

昭和三十一年三月十四日
参議院議長 河井 蘭八

第一項を「第九十七条の三第一項」に改める。

右の内閣提出案は本院において可決した。よつて国会法第八十三条によりここに送付する。

昭和三十一年三月十四日
参議院議長 益谷秀次殿

右の内閣提出案は本院において可決した。よつて国会法第八十三条によりここに送付する。

第一項中「昭和三十一年三月二十二日」を「昭和三十二年十月十四日」に改める。

(海上運送法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付))

道路運送車両法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

○長谷川四郎君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわち、この際、内閣提出、船舶職員法等の一部を改正する法律案、道路運送車両法の一部を改正する法律案、右両案を一括議題となし、委員長の報告を求め、その審議を進められることを望みます。

○議長(益谷秀次君) 長谷川君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

第一項を「第九十七条の三第一項」に改める。

右の内閣提出案は本院において可決した。よつて国会法第八十三条によりここに送付する。

昭和三十一年三月十四日
参議院議長 河井 蘭八

昭和三十一年度収支予算書		昭和三十一年度収支予算		第三条 本予算是、この予算の各項に定めた目的以外にこれを使用することができない。	
		放送法第三十七条第二項の規定に基き、別冊日本放送協会昭和三十一年度収支予算、事業計画及び資金計画について、国会の承認を求める件		第四条 本予算の各項に定めた経費の金額は、予算の執行上やむを得ない場合に限り、経営委員会の議決を経て各項目において、彼此流用することができる。ただし、給与については、他の項と彼此流用することができない。	
		放送法第三十七条第二項の規定に基き、別冊日本放送協会昭和三十一年度収支予算、事業計画及び資金計画について、国会の承認を求める件		第五条 本予算中資本支出において、年度内に支出を終らないときは、同計画事項の支出に充てるため、予算の残額を翌年度に繰り越すことができる。	
前 期 練 越 収 支 剰 余 金	款	項	予 算 額 (単位千円)	第六条 予備金は、予見しがたい予算の不足に充てる以外にこれを使用することができない。予備金を使用する場合は、経営委員会の議決を経なければならぬ。	第六条 予備金は、予見しがたい予算の不足に充てる以外にこれを使用することができない。予備金を使用する場合は、経営委員会の議決を経なければならぬ。
(テ レ ビ ジ ョ ン)	取 入		一五〇,〇〇〇	2 前年度予算総則第五条による繰越額は、本年度において同一計画事項に限り使用することができる。	2 前年度予算総則第五条による繰越額は、本年度において同一計画事項に限り使用することができる。
資 本 収 入	放 長 期 借 入		一五〇,〇〇〇	第七条 収入が予算額に比し増加したときは、その増加額は予備金に繰り入れ、経営委員会の議決を経てその一部を職員に対する特別の給与の支給に充てることができる。	第七条 収入が予算額に比し増加したときは、その増加額は予備金に繰り入れ、経営委員会の議決を経てその一部を職員に対する特別の給与の支給に充てることができる。
減 価 却 引 当 金 入	放 送 債 券 債 却 引 当 金 入		一一、六六七、一四〇	第八条 前期練越収支剰余金(昭和三十一年度予算総則第五条による繰越相当額を除く)は、借入金の返還または設備の改善に限り使用することができる。	第八条 前期練越収支剰余金(昭和三十一年度予算総則第五条による繰越相当額を除く)は、借入金の返還または設備の改善に限り使用することができる。
二一八、四〇〇	二一九、〇〇〇		一一、〇四三、四〇〇	第九条 前年度の決算において収支欠損金を生じた場合は、本予算中事業支出を差し繰り補てんしなければならない。	第九条 前年度の決算において収支欠損金を生じた場合は、本予算中事業支出を差し繰り補てんしなければならない。
二一九、〇〇〇	二二〇、〇〇〇		一一、五三一、七四〇	第十条 本予算中資本収入において予定する放送債券は長期借入金に、また長期借入金は放送債券にかかることができる。	第十条 本予算中資本収入において予定する放送債券は長期借入金に、また長期借入金は放送債券にかかることができる。
二二〇、〇〇〇	二二一、六六七、一四〇		一一、〇四三、四〇〇	第十二条 業務に関連ある調査研究等に対し、交付金、補助金等の収入があつたときは、その金額は関係ある各項に充てて使用することができる。	第十二条 業務に関連ある調査研究等に対し、交付金、補助金等の収入があつたときは、その金額は関係ある各項に充てて使用することができる。
二二一、六六七、一四〇	二二二、五三一、七四〇		一一、〇四三、四〇〇	第十三条 駐留軍の放送役務に対し、契約金の収入があつたときは、その金額は役務に關係ある各項に充てて使用することができる。	第十三条 駐留軍の放送役務に対し、契約金の収入があつたときは、その金額は役務に關係ある各項に充てて使用することができる。
二二二、五三一、七四〇	二二三、五三一、七四〇		一一、〇四三、四〇〇	金の返還または設備の改善に充てた経費を加減して使用することができる。	金の返還または設備の改善に充てた経費を加減して使用することができる。

し、十四日本付託となり、本十五日質疑を行ち切り、討論を省略、直ちに採決の結果、全会一致をもって政府原案の通りこれを可決いたしました。
○議長(益谷秀次君) 両案を一括して採決いたします。両案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

放送法第三十七条第二項の規定に基き、国会の承認を求める件を議題といたしました。委員長の報告を求めました。
○議長(益谷秀次君) 御異議なしと認めます。よつて、日程は追加せられました。
放送法第三十七条第二項の規定に基き、国会の承認を求める件を議題といたしました。委員長の報告を求めました。
○議長(益谷秀次君) 両案を一括して採決いたします。両案は委員長報告の通り可決いたしました。

放送法第三十七条第二項の規定に基き、国会の承認を求める件を議題といたしました。委員長の報告を求めました。
放送法第三十七条第二項の規定に基き、別冊日本放送協会昭和三十一年度収支予算、事業計画及び資金計画について、国会の承認を求める件を議題といたしました。委員長の報告を求めました。
〔別冊 日本放送協会昭和三十一年度収支予算、事業計画及び資金計画について、国会の承認を求める件〕

第一條 昭和三十一年度収支予算の収入及び支出を別表収支予算書の予算、事業計画及び資金計画について、国会の承認を求める件を議題となし、委員長の報告を認めました。よつて、両案は委員長の動議を議題とし、委員長の報告を認めることを望みます。
○議長(益谷秀次君) 長谷川君の動議動議を提出いたします。すなわち、この際、内閣提出、放送法第三十七条第二項の規定に基き、国会の承認を求める件を議題となし、委員長の報告を認めました。よつて、両案は委員長の動議を議題となし、委員長の報告を認めることを望みます。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

第三条 本予算是、この予算の各項に定めた目的以外にこれを使用することができない。
第四条 本予算の各項に定めた経費の金額は、予算の執行上やむを得ない場合に限り、経営委員会の議決を経て各項目において、彼此流用することができる。ただし、給与については、他の項と彼此流用することができない。
第五条 本予算中資本支出において、年度内に支出を終らないときは、同計画事項の支出に充てるため、予算の残額を翌年度に繰り越すことができる。
第六条 予備金は、予見しがたい予算の不足に充てる以外にこれを使用することができない。予備金を使用する場合は、経営委員会の議決を経なければならぬ。

第七条 収入が予算額に比し増加したときは、その増加額は予備金に繰り入れ、経営委員会の議決を経てその一部を職員に対する特別の給与の支給に充てることができる。
第八条 前期練越収支剰余金(昭和三十一年度予算総則第五条による繰越相当額を除く)は、借入金の返還または設備の改善に限り使用することができる。
第九条 前年度の決算において収支欠損金を生じた場合は、本予算中事業支出を差し繰り補てんしなければならない。
第十条 本予算中資本収入において予定する放送債券は長期借入金に、また長期借入金は放送債券にかかることができる。

第十二条 業務に関連ある調査研究等に対し、交付金、補助金等の収入があつたときは、その金額は関係ある各項に充てて使用することができる。
第十三条 駐留軍の放送役務に対し、契約金の収入があつたときは、その金額は役務に關係ある各項に充てて使用することができる。
金の返還または設備の改善に充てた経費を加減して使用することができる。

昭和二十一年三月十五日 様議院公議議録第一二十一号 放送法第三十七条第二項の規定に基き、国会の承認を求める件

昭和三十一年度事業計画
計画概説

送協会の事業運営については、公放送の使命達成を期するため
1 ラジオにおいては、全国あまねく受信できるよう難聴地域の解消、老朽設備の改善並びに教養、報道、慰安放送及び地域社会に直結する放送番組の内容充実を図るとともに、諸経費の節減に留意して業務の合理的運営につとめる。

2 テレビジョンにおいては、札幌ほか七局の建設並びに既存施設の改善を図るとともに、放送番組の内容の充実につとめる。

3 技術研究においては、放送技術の基礎的並びに実用的研究を積極的に行い、特に受信機及び受像機の改善並びに無線、電子管、音響及びテレビジョンの研究につとめ、わが国技術水準の向上に資する。

放送文化研究においては、世論調査並びに放送番組の、放送構造の充実整備を行い、放送文化の進歩発達を図る。
4
二
国際放送においては、広く文化の理解を深めるとともに、文化的交流を図つて国際親善並びに貿易の振興に寄与するため、放送内容の拡充を図る。
建設計画
(ラジオ)
昭和三十一年度における建設計画は、難聴地域の解消、老朽設備の改善並びに技術研究施設等の整備を行うこととし、総額九億七、五〇〇万円をもつて施行する。
内 訳
1 放送施設の建設
速かに難聴地域の解消につとめることがとし、福岡、札幌局の増力、中継放送所五局の建設等に二億五、〇二〇万円である。

放送施設の改善
音中継機器及び福岡その他の演奏所設備等の改善に三億九、〇二〇万円である。

3 技術研究施設の整備
無線、電子管、音響及びテレビジョン等の研究施設並びに超短波中継試験及び各種調査試験用施設の整備に七、〇〇〇万円である。

4 局舎及び一般施設の改善
老朽局舎設備の改善その他一般事務用機器の整備に二億一、〇〇〇万円である。

5 建設要員
建設工事に従事するものの定員を一二三人とし、これに要する給与その他の経費五、四六〇万円である。
(テレビジョン)

（内訳）

- 1 放送施設の建設
　札幌、函館、静岡、岡山、倉敷、熊本、鹿児島及び松山等地の放送局の建設並びに今後の運営の調査等に三億九、四五〇万円である。
- 2 放送施設の改善
　東京、大阪、福岡その他既設の放送施設の改善に一億九二〇万円である。
- 3 建設要員
　建設工事に従事するものの定員を三〇人とし、これに要する給与その他の経費一、二五〇万円である。
　事業運営計画

四九八人に就き、設備の増加により現業員五人を増員し、他方経営の合理化により一五三人の節減を見込み、総員八、四五二人であり、これに対する給与の総額は三二億九六一万七千円である。

予	事	資	支
備	業	本	ジ
金	出	支	才
關減業管給諸投建	出	出	出
術際	放債資有	資	設
連	送還債券	債	證
經	務理研放償	還	還
費	送究却	立積還	還
費	費費費費費費	綠金券	費
一	一三、六八一、七四〇	一	一三、六八一、七四〇
二	一一、八一七、一四〇	二	一一、八一七、一四〇
三	一六〇〇、〇一〇〇	三	一六〇〇、〇一〇〇
四	九七五、〇〇〇〇	四	九七五、〇〇〇〇
五	一〇、〇一七、一一〇〇	五	一〇、〇一七、一一〇〇
六	四九一、二二〇〇	六	四九一、二二〇〇
七	三一、二一〇、九五〇	七	三一、二一〇、九五〇
八	三一、四六九、七四一	八	三一、四六九、七四一
九	八七〇、六七四〇	九	八七〇、六七四〇
十	一、三五五、六八四〇	十	一、三五五、六八四〇
十一	一五一、三一七〇	十一	一五一、三一七〇
十二	一〇六、六〇〇〇	十二	一〇六、六〇〇〇
十三	五一九、〇〇〇〇	十三	五一九、〇〇〇〇
十四	一三三三、一五〇〇	十四	一三三三、一五〇〇
十五	一〇〇〇、〇〇〇〇	十五	一〇〇〇、〇〇〇〇

事業支本支出
予備金余支支
後期繰越取支
レビジヨン

建投資有限公司
放送債券償還積立金線入金券費費費與却經連
値

一	八六四	六〇〇
一	一三四	六〇〇
一	四五、六三	三〇〇
五	五六六、五三五	三〇〇
六	六一、七六三	三〇〇
四	四三、六七〇	三〇〇
一	五〇、〇〇〇	〇〇〇
二	六七、〇〇〇	〇〇〇
三	一〇、〇〇〇	〇〇〇

昭和三十一年三月十五日 柴譲院会議録第二十一号

ち、普及及び受信改善関係に二億一、〇四三万六千円、契約及び収納関係に六億五、〇二三万八千円である。

以上により、放送費総額は前年度三三億三九九万八千円に対し一億六、四四七万円の増額となり、三四億六八四六万八千円である。

(2) 放送施設の保守運用につきましては、一層の合理化を図ることとも設備の改修整備につとめる。このため前年度三億九千円に対し、七五五万三千円の増額となり、総額四億三千二千四千円であります。通信施設関係についても、専用回線の増加等により、前年度五億二、六二二万四千円に対し四、七六九万七千円の増額となり、総額五億七、三九一万一千円である。

議員の改選及び衆參院議員の他の補選選舉に送達費として二六一萬円である。

未收受信料欠損償却、放送
債券發行差金償却、支払利息
及び雜損の必要額は總額二倍
三、三一五万円である。

3

国際放送

国際放送については、放送内容の充実整備を図るとともに、使用語については極力相手国語を使用することとし、前年度九、七八三万七千円に対し五、八二八万一千円の増額となり、一億五、六一一万八千円である。

選舉放送

減価償却費については、過年度償却不足額取戻し償却完了による減五、六一〇万円及び既定資産の増に伴う増一五、一〇万円を見込み、前年度五億四、〇〇〇万円に対し一、一〇〇万円の減額となり、純額五億一、九〇〇万円である。

管理に二億八、四八二万二千円、職員の厚生保健に四億五〇一万二千円及び退職手当その他に三億四、八六三万三千円である。

前年度三億七、〇〇九万一千円に対し一億九、六四四万四千円の増額となり、総額一億六、八〇八千円である。万五千円である。

以上により、放送費総額は前年度三億七、〇〇九万一千円に対し一億九、六四四万四千円の増額となり、五億六、六五三万五千円である。

業務関係

八 口
技術関係については、設備の改修整備につとめるとともに、運用の合理化を図るが、同数の増加等により、前年度六六二〇万円に対し三、八三三万六千円の増額となり、総額一億二二万五千円である。
通信施設関係については、専用回線の導入等により、直

イ 放送番組について、放送時間は現行どおり一日七時半とし、総額二億九、三九二五四千円をもつて内容の充実につとめる。即ち、番組の編成に六、四六八万五千円、番組の実施に一億一、三五九万五千円、番組の資材整備に四、七四八万円及び番組用映画の製作その他に六、八一六万一千円である。

人に対し、設備の増加、受信機の
約者数の増加等により現業要員
一〇二人を増員し、総員三七人
人であり、これに対する給与の
総額は一億四、五六三万一千四
である。

区 分		昭和三十年度		増 減	
区内 有料契約者見込數		昭和三十一年度	昭和三十年度	△	△
年度初頭契約者数	四五五〇〇〇	四六〇〇〇〇	△五〇〇〇〇	△	△
年度内新規契約者数	二三七〇〇〇	二三〇〇〇〇	△七〇〇〇〇	△	△
年度内廢止契約者数	七四〇〇〇	一〇〇〇〇〇	△二六〇〇〇	△	△
年度内增加免除者数	〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇	△一〇〇〇〇〇	△	△

受信料免除者見込数		区 分	有料契約者見込数	
年 度	内 増 加 契 約 者 数		初 頭 契 約 者 数	内 新 規 契 約 者 数
年 度 内 增 加 契 约 者 数	0	増 減	昭和三十一年度	昭和三十年度
年 度 初 頭 契 约 者 数	△ 100,000	△ 100,000	1,111,000	1,111,000
年 度 内 新 規 契 约 者 数	△ 100,000	△ 100,000	1,000,000	1,000,000
年 度 内 增 加 契 约 者 数	0	△ 100,000	1,000,000	1,111,000

<p>(ラジオ)</p> <p>普及及び受信改善関係に一、二 五〇万八千円、契約及び収納関 係に四、九二五万五千円である。</p>	<p>4 管理關係 管理關係について、業務の 合理化により極力経費の節減に つとめるが、設備の増加、要員 の増及び社会保険料の増額等に より、前年度三、九六四万二千 円に対し四〇二万八千円の増額 となり、総額四、三六七万円で ある。即ち、一般管理経費に入 三七万二千円、舍屋の維持管理 に八〇〇万八千円、職員厚生保 健に一、八八三万三千円、退職</p>	<p>5 減価償却費 手当その他に八四五万七千円 ある。</p>
		<p>6 関連経費 未収受信料欠損償却、放送 券発行差金償却、支払利息及 雑損の必要額は総額二億六 七〇〇万円である。</p>
	<p>7 予備金 資本支出及び事業支出にお る予見しがたい予算の不足にあ るため二、〇〇〇万円を見込</p>	

年度内新規契約者数	年度内廢止契約者数	年度初頭契約者数	区 分
三五〇〇〇	一五〇〇〇	一五〇〇〇	昭和三十一年度
三五〇〇〇	一五〇〇〇	一五〇〇〇	昭和三十年度
一五〇〇〇	七五〇〇〇	一五〇〇〇	増 減
		一〇〇〇〇	

受信料免除者見込数

区 分	昭和三十一年度	増 減
年度初頭免除者数	七〇〇	一六〇
年度内新規免除者数	八〇〇	一四〇
年度内廃止免除者数	五〇〇	一〇〇
年度内増加免除者数	六〇〇	一五〇

昭和三十一年度資金計画

1 本資金計画は、昭和三十一年度取支予算並びに事業計画に基き、本年度中における資金の実際の出入を計上した。

2 本年度の入金額はラジオ関係については、年度初頭受信契約者数、二七五万人、年度内新規契約者数一四〇万人、廃止契約者数八五万人、受信料額六七円(三箇月につき二〇〇円)をもつて算定した受信料収入予算一〇四億八、三三七万五千円から、その中の収納不能による欠損見越額七、九〇〇万円を控除した受信料収納額一〇四億四三七万五千円、国際放送関係交付金九、六七五万

五千円、選舉放送関係交付金二六一萬円、受入利息、巡回相談等の雜収入四、一〇〇万円、放送債券二億円発行による入金額一億九、八〇〇万円、長期借入金一億円、固定資産充却代金六〇〇万円、放送債券還積立金からその戻入額一億一、八四〇万円、他の入金額二、五〇〇万円と予定する。これとあわせて一、一、一億二一四万円と予定した。また、前年度より繰り越す資金を三億円と予定することとしたため総入金額は一四億二一四万円である。

3 本年度の出金額はラジオ関係については、事業経費九二億六、四九七万円、放送設備改修費九億七、五〇〇万円、放送債券返済金四億八、三三万五、〇〇〇人、受信料額三一億一、〇六四万円である。

4 本年度初頭受信契約者数一五万人、年度内新規契約者数二一五五、〇〇〇人、廃止契約者数三万五、〇〇〇人、受信料額三

四五万円、合計一一二億三、〇四四万円と予定した。

5 事業経費八億一、七六〇万円、放送設備建設改修費五億一、六二〇万円、放送債券返済金一、〇〇〇万円、放送債券返済金法定積立金八、三九〇万円、予備金二、〇〇〇万円、放送債券利息一、六八〇万円、合計一七億二四二万円と予定した。

6 これにより、出金総額はラジオ、テレビジョンあわせて一二九億四一八六万円である。

7 これにより、借入金の年度末残高は、ラジオについては四四半期ごとに二五五万五千円、合計一、〇二三万円の返済を予定した。

8 これにより、借入金の年度末残高は、ラジオについては四四半期ごとに二五五万五千円、合計一、〇二三万円の返済を行うこととし、各四半期ごとに二五五万五千円、合計一、〇二三万円の返済を予定した。

9 これは、ラジオについて

は、ラジオ関係において本年

にかえて資金需要を満たすこととする。

10 長期借入金の返済について

は、ラジオ関係において本年

にかえて資金需要を満たすこと

とする。

11 これは、ラジオについて

は、ラジオ関係において本年

にかえて資金需要を満たすこと

とする。

12 これは、ラジオについて

は、ラジオ関係において本年

にかえて資金需要を満たすこと

とする。

13 これは、ラジオについて

は、ラジオ関係において本年

にかえて資金需要を満たすこと

とする。

14 これは、ラジオについて

は、ラジオ関係において本年

にかえて資金需要を満たすこと

とする。

15 これは、ラジオについて

は、ラジオ関係において本年

にかえて資金需要を満たすこと

とする。

16 これは、ラジオについて

は、ラジオ関係において本年

にかえて資金需要を満たすこと

とする。

17 これは、ラジオについて

は、ラジオ関係において本年

にかえて資金需要を満たすこと

とする。

18 これは、ラジオについて

は、ラジオ関係において本年

にかえて資金需要を満たすこと

とする。

19 これは、ラジオについて

は、ラジオ関係において本年

にかえて資金需要を満たすこと

とする。

20 これは、ラジオについて

は、ラジオ関係において本年

にかえて資金需要を満たすこと

とする。

21 これは、ラジオについて

は、ラジオ関係において本年

にかえて資金需要を満たすこと

とする。

22 これは、ラジオについて

は、ラジオ関係において本年

にかえて資金需要を満たすこと

とする。

23 これは、ラジオについて

は、ラジオ関係において本年

にかえて資金需要を満たすこと

とする。

24 これは、ラジオについて

は、ラジオ関係において本年

にかえて資金需要を満たすこと

とする。

25 これは、ラジオについて

は、ラジオ関係において本年

にかえて資金需要を満たすこと

とする。

26 これは、ラジオについて

は、ラジオ関係において本年

にかえて資金需要を満たすこと

とする。

27 これは、ラジオについて

は、ラジオ関係において本年

にかえて資金需要を満たすこと

とする。

28 これは、ラジオについて

は、ラジオ関係において本年

にかえて資金需要を満たすこと

とする。

29 これは、ラジオについて

は、ラジオ関係において本年

にかえて資金需要を満たすこと

とする。

30 これは、ラジオについて

は、ラジオ関係において本年

にかえて資金需要を満たすこと

項目 / 期間	第一・四半期	第二・四半期	第三・四半期	第四・四半期	合 計
一、前期繰越金	三〇〇,〇〇〇	一七五,〇〇〇	一七五,〇〇〇	一五〇,〇〇〇	六〇〇,〇〇〇
(ラジオ)	二六五,八八三	二五五,八八三	二五五,八八三	二三〇,〇〇〇	九五〇,〇〇〇
受信料	一〇〇,〇〇〇	九〇,〇〇〇	九〇,〇〇〇	八〇,〇〇〇	三六〇,〇〇〇
放送債券	一〇〇,〇〇〇	九〇,〇〇〇	九〇,〇〇〇	八〇,〇〇〇	三六〇,〇〇〇
交付金	一〇〇,〇〇〇	九〇,〇〇〇	九〇,〇〇〇	八〇,〇〇〇	三六〇,〇〇〇
雜収入	一〇〇,〇〇〇	九〇,〇〇〇	九〇,〇〇〇	八〇,〇〇〇	三六〇,〇〇〇
長期借入金	一〇〇,〇〇〇	九〇,〇〇〇	九〇,〇〇〇	八〇,〇〇〇	三六〇,〇〇〇
固定資産充却代入	一〇〇,〇〇〇	九〇,〇〇〇	九〇,〇〇〇	八〇,〇〇〇	三六〇,〇〇〇
二、支 出	二二三,〇〇〇	二一九,〇〇〇	二一九,〇〇〇	二〇九,〇〇〇	八五一,〇〇〇
(ラジオ)	二一九,〇〇〇	二一九,〇〇〇	二一九,〇〇〇	二〇九,〇〇〇	八一九,〇〇〇
放送費	一〇〇,〇〇〇	九〇,〇〇〇	九〇,〇〇〇	八〇,〇〇〇	三七〇,〇〇〇
事業経費	一〇〇,〇〇〇	九〇,〇〇〇	九〇,〇〇〇	八〇,〇〇〇	三七〇,〇〇〇
設備建設計費	一〇〇,〇〇〇	九〇,〇〇〇	九〇,〇〇〇	八〇,〇〇〇	三七〇,〇〇〇
修繕費	一〇〇,〇〇〇	九〇,〇〇〇	九〇,〇〇〇	八〇,〇〇〇	三七〇,〇〇〇
放送債券返済	一〇〇,〇〇〇	九〇,〇〇〇	九〇,〇〇〇	八〇,〇〇〇	三七〇,〇〇〇
事業経費	一〇〇,〇〇〇	九〇,〇〇〇	九〇,〇〇〇	八〇,〇〇〇	三七〇,〇〇〇
放送費	一〇〇,〇〇〇	九〇,〇〇〇	九〇,〇〇〇	八〇,〇〇〇	三七〇,〇〇〇
設備建設計費	一〇〇,〇〇〇	九〇,〇〇〇	九〇,〇〇〇	八〇,〇〇〇	三七〇,〇〇〇
修繕費	一〇〇,〇〇〇	九〇,〇〇〇	九〇,〇〇〇	八〇,〇〇〇	三七〇,〇〇〇
放送債券返済	一〇〇,〇〇〇	九〇,〇〇〇	九〇,〇〇〇	八〇,〇〇〇	三七〇,〇〇〇
事業経費	一〇〇,〇〇〇	九〇,〇〇〇	九〇,〇〇〇	八〇,〇〇〇	三七〇,〇〇〇
放送費	一〇〇,〇〇〇	九〇,〇〇〇	九〇,〇〇〇	八〇,〇〇〇	三七〇,〇〇〇
設備建設計費	一〇〇,〇〇〇	九〇,〇〇〇	九〇,〇〇〇	八〇,〇〇〇	三七〇,〇〇〇
修繕費	一〇〇,〇〇〇	九〇,〇〇〇	九〇,〇〇〇	八〇,〇〇〇	三七〇,〇〇〇
放送債券返済	一〇〇,〇〇〇	九〇,〇〇〇	九〇,〇〇〇	八〇,〇〇〇	三七〇,〇〇〇
事業経費	一〇〇,〇〇〇	九〇,〇〇〇	九〇,〇〇〇	八〇,〇〇〇	三七〇,〇〇〇
放送費	一〇〇,〇〇〇	九〇,〇〇〇	九〇,〇〇〇	八〇,〇〇〇	三七〇,〇〇〇
設備建設計費	一〇〇,〇〇〇	九〇,〇〇〇	九〇,〇〇〇	八〇,〇〇〇	三七〇,〇〇〇
修繕費	一〇〇,〇〇〇	九〇,〇〇〇	九〇,〇〇〇	八〇,〇〇〇	三七〇,〇〇〇
放送債券返済	一〇〇,〇〇〇	九〇,〇〇〇	九〇,〇〇〇	八〇,〇〇〇	三七〇,〇〇〇
事業経費	一〇〇,〇〇〇	九〇,〇〇〇	九〇,〇〇〇	八〇,〇〇〇	三七〇,〇〇〇
放送費	一〇〇,〇〇〇	九〇,〇〇〇	九〇,〇〇〇	八〇,〇〇〇	三七〇,〇〇〇
設備建設計費	一〇〇,〇〇〇	九〇,〇〇〇	九〇,〇〇〇	八〇,〇〇〇	三七〇,〇〇〇
修繕費	一〇〇,〇〇〇	九〇,〇〇〇	九〇,〇〇〇	八〇,〇〇〇	三七〇,〇〇〇
放送債券返済	一〇〇,〇〇〇	九〇,〇〇〇	九〇,〇〇〇	八〇,〇〇〇	三七〇,〇〇〇
事業経費	一〇〇,〇〇〇	九〇,〇〇〇	九〇,〇〇〇	八〇,〇〇〇	三七〇,〇〇〇
放送費	一〇〇,〇〇〇	九〇,〇〇〇	九〇,〇〇〇	八〇,〇〇〇	三七〇,〇〇〇
設備建設計費	一〇〇,〇〇〇	九〇,〇〇〇	九〇,〇〇〇	八〇,〇〇〇	三七〇,〇〇〇
修繕費	一〇〇,〇〇〇	九〇,〇〇〇	九〇,〇〇〇	八〇,〇〇〇	三七〇,〇〇〇
放送債券返済	一〇〇,〇〇〇	九〇,〇〇〇	九〇,〇〇〇	八〇,〇〇〇	三七〇,〇〇〇
事業経費	一〇〇,〇〇〇	九〇,〇〇〇	九〇,〇〇〇	八〇,〇〇〇	三七〇,〇〇〇
放送費	一〇〇,〇〇〇	九〇,〇〇〇	九〇,〇〇〇	八〇,〇〇〇	三七〇,〇〇〇
設備建設計費	一〇〇,〇〇〇	九〇,〇〇〇	九〇,〇〇〇	八〇,〇〇〇	三七〇,〇〇〇
修繕費	一〇〇,〇〇〇	九〇,〇〇〇	九〇,〇〇〇	八〇,〇〇〇	三七〇,〇〇〇
放送債券返済	一〇〇,〇〇〇	九〇,〇〇〇	九〇,〇〇〇	八〇,〇〇〇	三七〇,〇〇〇
事業経費	一〇〇,〇〇〇	九〇,〇〇〇	九〇,〇〇〇	八〇,〇〇〇	三七〇,〇〇〇
放送費	一〇〇,〇〇〇	九〇,〇〇〇	九〇,〇〇〇	八〇,〇〇〇	三七〇,〇〇〇
設備建設計費	一〇〇,〇〇〇	九〇,〇〇〇	九〇,〇〇〇	八〇,〇〇〇	三七〇,〇〇〇
修繕費	一〇〇,〇〇〇	九〇,〇〇〇	九〇,〇〇〇	八〇,〇〇〇	三七〇,〇〇〇
放送債券返済	一〇〇,〇〇〇	九〇,〇〇〇	九〇,〇〇〇	八〇,〇〇〇	三七〇,〇〇〇
事業経費	一〇〇,〇〇〇	九〇,〇〇〇	九〇,〇〇〇	八〇,〇〇〇	三七〇,〇〇〇
放送費	一〇〇,〇〇〇	九〇,〇〇〇	九〇,〇〇〇	八〇,〇〇〇	三七〇,〇〇〇
設備建設計費	一〇〇,〇〇〇	九〇,〇〇〇	九〇,〇〇〇	八〇,〇〇〇	三七〇,〇〇〇
修繕費	一〇〇,〇〇〇	九〇,〇〇〇	九〇,〇〇〇	八〇,〇〇〇	三七〇,〇〇〇
放送債券返済	一〇〇,〇〇〇	九〇,〇〇〇	九〇,〇〇〇	八〇,〇〇〇	三七〇,〇〇〇
事業経費	一〇〇,〇〇〇	九〇,〇〇〇	九〇,〇〇〇	八〇,〇〇〇	三七〇,〇〇〇
放送費	一〇〇,〇〇〇	九〇,〇〇〇	九〇,〇〇〇	八〇,〇〇〇	三七〇,〇〇〇
設備建設計費	一〇〇,〇〇〇	九〇,〇〇〇	九〇,〇〇〇		

ラジオにおける放送番組の内容充実の計画については、教養、報道及び慰安放送番組の内容充実を期していることは協会の使命に照応するものである。なお、地域社会に直結する放送番組の内容充実の計画の実施に

1 ラジオにおける難聴地域の解消のための建設計画は、現在なもので、これらの救済上必要と認められる。しかし使用電波がひつ迫している事情にかんがみ、その実施に際しては難聴の度合、地域の重要度等に照し公正を保持する必要がある。

既存施設による放送区域（福岡地区等）拡大のための増力計画も右に準じ必要である。また、老朽設備の改善計画は協会設備の現状等に照し適当であ

昭和三十一年二月
日本放送協会昭和三十一年度収支予算、事業計画及び資金計画についての意見書

郵 政 大 臣

意見書

日本放送協会昭和三十一年度収支予算、事業計画及び資金計画を検討した結果、次のとおりの意見を付す。

日本放送協会の収支予算、事業計画及び資金計画は、三者相互に関連し、不可分の関係におかれますが、便宜次のように区分して述べることとする。

一 事業計画

長期借入金返済	二五五五
法定積立金	〇
予備金	五〇,〇〇〇
その他の支出 (テレビジョン)	三七七、一四七
事業経費	二九九、九六

ビジョン放送用周波数の割当計画との関連により変更の必要を生ずる場合がありうる。

テレビジョンにおける既存施設の改善整備の計画は、発足後日の改善整備の計画は、発足後備充実のため及び放送区域（福岡地区）を拡大するために必要なものと認められる。

テレビジョンにおける放送番組の内容の充実は、受信者の普及による財政好転とともに漸次その計画を強化すべきものであるが、本計画は右の見地に照応しているものと認められる。

ラジオ及びテレビジョンと共に修理相談及び電気的雜音障害防止等による受信契約者の維持増加並びに受信料の確実な収納を図る計画は、受信者の利益の保護及び協会財政の維持のため

際しては、置局方策との結合的な関連を考慮する必要がある。画面上は、テレビジョンにおける建設計画は、テレビジョンの早期普及の意義を照し、その促進を図ることが緊要である。そこで、協会がさきの長期計画を改め、輻、函館、静岡、岡山、小倉、熊本、鹿児島及び松山の八地区を計画していることは、当該地域の重要性、放送中継用マイクロウエーブ施設の建設計画との関連、資金事情等を考慮し、右の早期普及の見地から相当の努力を払っているものと認められる。なお、右の予定地区は、テレビ

一九八五	三九〇、六〇〇
一九八六	四一〇、六〇〇
一九八七	四三〇、六〇〇
一九八八	四五〇、六〇〇
一九八九	四七〇、六〇〇
一九九〇	四九〇、六〇〇
一九九一	五一〇、六〇〇
一九九二	五三〇、六〇〇
一九九三	五四〇、六〇〇
一九九四	五五〇、六〇〇
一九九五	五六〇、六〇〇
一九九六	五七〇、六〇〇
一九九七	五八〇、六〇〇
一九九八	五九〇、六〇〇
一九九九	六〇〇、六〇〇
二〇〇〇	六一〇、六〇〇
二〇〇一	六二〇、六〇〇
二〇〇二	六三〇、六〇〇
二〇〇三	六四〇、六〇〇
二〇〇四	六五〇、六〇〇
二〇〇五	六六〇、六〇〇
二〇〇六	六七〇、六〇〇
二〇〇七	六八〇、六〇〇
二〇〇八	六九〇、六〇〇
二〇〇九	七〇〇、六〇〇
二〇一〇	七一〇、六〇〇
二〇一一年	七二〇、六〇〇
二〇一二	七三〇、六〇〇
二〇一三	七四〇、六〇〇
二〇一四年	七五〇、六〇〇
二〇一五年	七六〇、六〇〇
二〇一六年	七七〇、六〇〇
二〇一七年	七八〇、六〇〇
二〇一八年	七九〇、六〇〇
二〇一九年	八〇〇、六〇〇
二〇二〇年	八一〇、六〇〇
二〇二一年	八二〇、六〇〇
二〇二二年	八三〇、六〇〇
二〇二三年	八四〇、六〇〇
二〇二四年	八五〇、六〇〇
二〇二五年	八六〇、六〇〇
二〇二六年	八七〇、六〇〇
二〇二七年	八八〇、六〇〇
二〇二八年	八九〇、六〇〇
二〇二九年	九〇〇、六〇〇
二〇三〇年	九一〇、六〇〇
二〇三一年	九二〇、六〇〇
二〇三二年	九三〇、六〇〇
二〇三三年	九四〇、六〇〇
二〇三四年	九五〇、六〇〇
二〇三五年	九六〇、六〇〇
二〇三六年	九七〇、六〇〇
二〇三七年	九八〇、六〇〇
二〇三八年	九九〇、六〇〇
二〇三九年	一〇〇〇、六〇〇

6 5 その計画をより有意義ならしめることが必要である。
国際放送の計画は、国際親善及び貿易の振興に寄与する目的に適応しているものと認められる。
選舉放送の計画は、協会の使命等に照し適當である。
取支予算 収支予算
取支予算是、予算総則と予算書とからなつてゐるので、以下これを分けて述べることとする。
1 予算総則
予算総則は、受信料の月額を定めるほか、予算執行上の準則を定めており、これらの事項は協会の財務活動の準則がほとんどの法的に存しない事情のもとに置いて、財務活動の準則として必要なものと認められる。
受信料の月額は、ラジオ六七円（三箇月二〇〇円）テレビ

4. 技術研究の計画は、研究対象として特に重要と認められる受信機及び受像機の改善並びに線、電子管、音響及びカラーテレビジョンを含むテレビジョンの研究を行うこととしているものであり、また放送文化研究の計画は、世論調査及び放送番組の研究を積極的に行おうとするものであつて、両計画とも基礎的及び実用的研究として重要なものと認められる。なお、これらの研究の成果を積極的に公開する措置を講ずることにより、

放送設備建設改修費	一〇三、四〇四
放送債券返済	
法定積立金	
予備金	
その他の支出	
四、後期繰越金	

ラジオ 支出を一・八億一、七・四
万円とし、これに対し収入一
六億六、七・四万円及び前
期繰越収支剩余金一億五、〇
〇〇万円を予定しており、こ
の内容を検討するに次のとお
りである。

ジョン三〇〇円と定めているが、これは、前年度と同額である。なお、テレビジョンについては、現在の支出を償うには足りないが、近い将来の一応の採算可能な見込と受信者の負担減による普及促進の見地から、やむを得ない額であると認められる。また、ラジオとテレビジョンの間の経費の流用を禁じていることは、両放送の受信者負担の公正を期する上に必要と認められる。その他の予算総則の諸規定も妥当なものと認められる。

110	萬	0	一九九〇年
0	萬	0	一九九一年
0	萬	0	一九九二年
0	萬	0	一九九三年
0	萬	0	一九九四年
0	萬	0	一九九五年
0	萬	0	一九九六年
0	萬	0	一九九七年
0	萬	0	一九九八年
0	萬	0	一九九九年
0	萬	0	二〇〇〇年

事業支出一〇〇億、七二二万円は、前年度予算に比し、約八億、六〇〇万円の増に相当するが、その各項の経費は、事業計画について前述した方針に基き計上されて、いるものと認められるが、次に述べるよう、給与に関してはその調整をはかり、また、職員の勤務条件の改善関係にも意を用いて、いるものと認められる。

すなわち基準賃金として、昭和三十年度の実行上の年間平均の基準賃金月額一万九、二七〇円に四・八%の昇給源資九二五円を見込んだ計二万一千九五円を基礎にとつて計

であり、諸返還金四億九、一二二二万円もそのほとんどが放送債券の償還であつて、いずれも妥当である。なお、右の建設費債券のうち放送債券及び建設債券をもつて譲渡された額はその約三割に相当する三億円にとどまつてゐる。このことはラジオにおいては、テレビジョンと異なりすでにほぼ全国普及の域に達し、いわゆる、建設期を脱していふ事情によるものであると認められる。

昭和三十一年三月十五日 衆議院会議録第二十二回

国会の承認を求める件

二八六

右の実行上の賃金は定期昇給等によるやむをえない額と認められ、また、昇給源資分の計上も一般に認められるものであり、合子会員の事業支出に占

める割合もおおむね妥当なものと判断される。

〔二〕 テレビジョン
信契約者の純増五万を
見込んだものを基礎として
おり、過去における増
加傾向及び堅実な収入算
定の必要等に照し、おおむね妥当なものと認めら
れる。

ア 資本支出六億一、〇〇
〇万円のうち大部分の五

人（前年度予算定員に比し三人増員）としていることは、業務量の増加及び事業内容の充実によるものである。

(2) 右の措置は、予算と遊離しない実行を確保しうるものと考えられる。

四〇万円のうち放送債券
二億円及び長期借入金一
億円の予定は、調達可能
と認められ、かつ、額に
おいても資本支出との関
係において妥当であり、
また、その他の各項の金
額の計上も適当である。
事業収入一〇・六億二、
三七四万円のうちその大
宗をしめる受信料収入
は、一〇・四億八、三三七
万五、〇〇〇円であつ
て、これは前年度予算に
比して約五億八、六〇〇
万円の増収となるもので
あり、また、その算定
は、年度初頭の有料受信
契約者数を一、二七五万
とし、これに年度内の受

万円の増に相当するが、その各項の経費は、事業計画について前述した方針に基き計上されているものと認められるほか、ラジオの場合と同じよう、給与に関する調査をはかり、また職員の勤務条件の改善関係にも意を用いているものと認められる。

イ 日の渋い事情等は廻しやむをえないものと認められる。その他の項の金額も適当である。

事業収入九億四六〇万円のうちその大宗を占める受信料収入は、九億一五〇万円であつて、これは前年度予算に比し約五七、一〇〇万円の増収となるものであり、また

○松前重義君 ただいま議題となりました、放送法第三十七条第二項の規定に基き、国会の承認を求める件に關しまして、通信委員会における審議の経過並びに結果の概要を御報告申しあげます。

本議案は、日本放送協会の昭和三十二年度収支予算、事業計画及び資金計画につきまして国会の承認を求めるた

卷一百一十一

の出入り 収支予算 以上御
郵政大臣 算、事業
会におき
明を終つ
ありますと認める以上を

本もちらまして、本議案の内
たのであります。通
きましては、去る二月二
〇。旨の意見書を付してい
く。該
算及び事業計画に照應す
る。該
算説明申し上げました
事は、これををおおむね妥當
と認めます。

。資金の支取

10. The following table summarizes the results of the study.

また、定員数についての現実数二六三人（予算）は、昭和三十年度の平均定員に比し一四人欠員を基礎として、これに業務量の増加及び事業内容の充実のための一一人を加え、計三七九人（予算）年度予算定員に比し一二人増員）としている。これは、テレビジョン部門拡張の必要性及びラジオについて、これまで遅れて

三 有料受信契約者数を一五
万とし、これに年度内の
受信契約者の純増一八万
を見込んだものを基礎と
しておき、過去における
増加傾向、受像機の生産
見込、局の開設計画、堅
実な収入算定の必要等に
照し、おおむね妥当なも
のと認められる。

めに、去る二月二十二日内閣より提出せられたものであります。

議案の内容につきまして大略御説明いたしますと、昭和三十一年度における事業計画につきましては、その主眼を、ラジオについては、難聴地域の解消、老朽設備の改善及び放送番組の内容充実等に、またテレビジョンについては、札幌、函館、静岡、岡山、小倉、熊本、鹿児島及び松山の八地区における放送局の建設、既存設備の改

資本収入九億六〇〇万円のうち、放送債券五、〇〇〇万円及び長期借入金三億五、〇〇〇万円を計上していることは、前述のラジオ部門のそれとあわせ、現在の資金事情等のもとにおいて調達可能と考えられる。また、放送債券の計上額も資本支出との関係において妥当である。長期借入金として、事業収支の不足額三億二、〇〇〇万円及び予備金二、〇〇〇万円に充当する額を計上していることは、受信料額決定の理由及び現在の營業状況、建設改修工事の計画等を考慮しては、過當なものと認められる。以上通観するに、この収支予算、事業計画等は、協会の經營がラジオによるものではほぼ安定段階にあり、テレビジョンについては発展段階にあるう勢のもとにおいて、国民負担を最小限度にとどめべき必要と協会財政の事情及び資金事情等を勘案した場合において、おおむね妥当なものと認められる。

なお、この収支予算、事業計画等を実施するに当つては、協会は、経営管理の実を挙げ全職員協力の精神と、業務の改善、能率の向上、冗費の節減等を図り、もつてその使命の達成に努むべきものと考える。

金一億五千万円を収入に含めますと、
収入・支出のおのおの総額百十八億千七百
万円余を予定しておりますが、これ
を昭和三十年度に比較すれば、收支と
もに六億四千六百万円余の増加となつ
ております。また、テレビジョン関係
については、収入・支出ともに総額十八
億六千四百万円余を予定しております、こ
れを前年度に比べますと、それぞれ六
億五千万円余の増となつております。
なお、本年度の収支予算においては、
受信料を、ラジオ及びテレビジョンと
もに、昭和三十年度と同額の、ラジオ
月額六十七円、三カ月二百円、テレビ
ジョン月額三百円といたしておりま

本案の付託を受け、同二十四日以降数回にわたって会議を開き、政府當局の説明を聴取し、質疑を行いましたほか、特に参考人として日本放送協会の会長及び理事等の出席を求め、慎重審議を重ねたのであります。

質疑応答に当つて論議の焦点となつたのは、まず来年度から新たに日本放送協会に対しても事業費を課する固定資産税に關して、公共企業体であるN.H.K.に対して、かかる課税が適當であるかどうか、また、すでに課税方針が明らかであるにかかわらず、事業支出に計上されておらず、予備金をもつて所持するのは不適當ではないかという点、国際放送に關するその方向、時間の拡充強化、施設の改善整備、國からの交付金の増額、放送効果の測定等についての方策、また放送技術の研究に関し、その振興策、なんとなく國の負担による研究実施に関する問題、さらに従業員の待遇改善の方途等でありますか、これらの質疑応答の詳細は会議録に譲ることにいたしたいと存じます。

かくて、委員会は三月十五日質疑を打ち切り、直ちに討論に入つたのであります。が、討論に際し、自由民主党を代表して竹内俊吉君、日本社会党を代表して松井政吉君は、いずれも、日本放送協会の公的使命にかんがみ、各般の施策に万全を期するよう、関係当局に承認を与えるに賛成の意見を述べられたのであります。

委員会は、次いで採決の結果、全会一致をもつて本議案はこれに承認を与えらるべきものと議決した次第であります。

なお、委員会は、委員森本靖君の動議により、本件審議の過程における論議の動向に照らし、次のとく全会一致をもつて附帯決議を行なつたのであります。

回にわたりて会議を開き、政府當局の説明を聴取し、質疑を行いましたほか、特に参考人として日本放送協会の会長及び理事等の出席を求め、慎重審議を重ねたのであります。

質疑応答に当つて論議の焦点となつたのは、まず来年度から新たに日本放送協会に対しても事業費を課する固定資産税に關して、公共企業体であるN.H.K.に対して、かかる課税が適當であるかどうか、また、すでに課税方針が明らかであるにかかわらず、事業支出に計上されておらず、予備金をもつて所持するのは不適當ではないかという点、国際放送に關するその方向、時間の拡充強化、施設の改善整備、國からの交付金の増額、放送効果の測定等についての方策、また放送技術の研究に関し、その振興策、なんとなく國の負担による研究実施に関する問題、さらに従業員の待遇改善の方途等でありますか、これらの質疑応答の詳細は会議録に譲ることにいたしたいと存じます。

かくて、委員会は三月十五日質疑を打ち切り、直ちに討論に入つたのであります。が、討論に際し、自由民主党を代表して竹内俊吉君、日本社会党を代表して松井政吉君は、いずれも、日本放送協会の公的使命にかんがみ、各般の施策に万全を期するよう、関係当局に承認を与えるに賛成の意見を述べられたのであります。

委員会は、次いで採決の結果、全会一致をもつて本議案はこれに承認を与えらるべきものと議決した次第であります。

なお、委員会は、委員森本靖君の動議により、本件審議の過程における論議の動向に照らし、次のとく全会一致をもつて附帯決議を行なつたのであります。

附帯決議

政府並びに日本放送協会當局は、左に掲げる事項の達成に努むべきである。

一、協会における放送の進歩発達に必要な研究を助成するため、放送法第三十四条の規定に基く國の負担による研究を実施する方法を講ずること。

二、経営の刷新、能率の増進等によつて収入の増加、経費の節減を図り、協会従業員の待遇を改善すること。

右決議する。

以上でございます。

これをもつて御報告を終ります。

(拍手) ○議長(益谷秀次君) 採決いたしました。本件は委員長報告の通り承認するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(益谷秀次君) 起立多数。よつて、本件は委員長報告の通り承認するに決しました。

○議長(益谷秀次君) 散会いたします。午後四時四十分散会

○議長(益谷秀次君) 本日はこれにて散会いたします。

(拍手)

○議長(益谷秀次君) 採決いたしました。本件は委員長報告の通り承認するに決しました。

(拍手)

○議長(益谷秀次君) 本件は委員長報告の通り承認するに決しました。

(拍手)

○議長(益谷秀次君) 本件は委員長報告の通り承認するに決

昭和三十一年三月十五日 衆議院会議録第二十二号 議長の報告